

平成20年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成20年10月9日
大分県人事委員会

〈本年の給与勧告のポイント〉

～月例給、期末・勤勉手当(ボーナス)ともに本年は水準改定なし～

- 1 民間給与との較差(0.05%)が極めて小さいことから、月例給の水準改定は行わず、期末・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- 2 教育職の新たな職に応じた給与上の処遇
 - 教育職給料表(一)及び(二)の教頭(3級)と教諭(2級)の間に特2級を新設 -
- 3 医師の給与について人事院勧告に準じて改善

1 職員給与と民間給与との比較

県内の民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である373事業所から無作為に抽出された128事業所について実地調査を行った

(1) 月例給（公民給与の較差）

行政職 182円 0.05%

(2) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の年間支給割合 4.49月分 (職員の年間支給月数 4.50月)

2 給与の改定

地方公務員法の趣旨に則り、職種別民間給与実態調査の結果、人事院勧告の内容及び他の都道府県の職員との均衡等を総合的に勘案し、月例給及び期末・勤勉手当は水準改定を行わず、教育職の新たな職に応じた給与上の処遇及び医師にかかる初任給調整手当の改定を行うことが必要

(1) 平成21年度において実施すべき事項

① 教育職の新たな職に応じた給与

新たな職(主幹教諭及び指導教諭)の職務に応じた適切な処遇を図るため、教育職給料表(一)及び(二)の教頭(3級)と教諭(2級)の間に特2級を新設

② 医師の初任給調整手当の改定

医師にかかる初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定

③ 地域手当の支給割合の改定

暫定的な支給割合を人事院報告に準じて改定

(東京事務所 16%→17%、大阪事務所 13%→14%、福岡事務所 9%→10%)

3 職員の勤務時間

人事院勧告(1週38時間45分、1日7時間45分に改定)を踏まえ、国及び他の都道府県の動向等に留意しつつ、所要の検討を行う必要

4 県民からの信頼に応えられる職員として

県民全体の奉仕者として、高い倫理観・使命感の保持と公務の公正、効率的な執行に努め、県民の信頼を回復し、期待にこたえていくことが肝要

職務の公正な執行を損なうおそれのある働きかけなどについては、「一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱」などにより、厳格に対処することが必要

5 公務運営の改善に関する課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理制度への対応

能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度の整備に向けて、国や他の都道府県の動向に留意しながら、本県の実情を踏まえ、さらに取組を進めていくことが必要

(2) 多様な人材の確保・育成

県職員採用募集ガイダンスの開催など受験者確保のための積極的な取組を今後とも検討

職員の自己啓発を促すとともに、職員研修を通じてこれまで以上に人材育成に努めていくことが重要

(3) 勤務環境の整備

・総実勤務時間の短縮

職員、管理監督者、任命権者において、それぞれが主体的かつ不断に時間外勤務の縮減に努めていくことが必要

・職員の心身の健康管理

職員や家族にとって重要な問題であり、今後とも心身両面にわたる健康管理の充実に取り組んでいくことが必要

・男女共同参画社会の実現に向けた取組と職業生活と家庭生活の両立支援

引き続き職域の拡大など、意欲と能力のある女性職員の登用を進めていくことが必要

育児を行う職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体の支援が重要

(4) 行財政改革の推進と政策県庁への取組

職員一人ひとりが、高い意識を持って常に新たな政策の創造に努めるなど、県民サービスの向上を目指し、取り組んでいくことが必要

(5) 高齢期の雇用問題及び労働基本権問題について

人事院等における議論の行方を注視

【参考】職員の平均給与月額

行政職 389,330円

※1 平均給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当等の合計額である。

2 平均年齢は、43.6歳である。